

## 最低制限価格の運用について

最低制限価格については地方自治法で設定することができるとされています。発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請けの正常な関係維持などの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、最低制限価格設定範囲及び算定方法を次のとおり改正いたします。

### 【建設工事、測量・建設コンサルタント等共通事項】

- 最低制限価格の設定範囲を改正する。

現 行	予定価格の10分の 9～10分の7の範囲
改正後	予定価格の10分の9. 2～10分の7の範囲

- 施行期日

令和4年9月1日(同日以降に公告、指名通知する工事等より適用)

適用する算定式	8月	9月
改正前の算定式	8/31公告	9/16入札
改正後の算定式		9/14公告
		9/30入札

※ 令和4年9月以降の公告(指名通知)より改正後の算定式となりますので、入札に参加していただく際にはご注意ください。

### 【建設工事の最低制限価格の算定方法】

建設工事に係る最低制限価格については、中央公共工事契約制度連絡協議会(中央公契連)が推奨する算定式[平成28年度モデル]から[令和4年度モデル]に改正する。

- ① 直接工事費 × 0. 97
- ② 共通仮設費 × 0. 90
- ③ 現場管理費 × 0. 90
- ④ 一般管理費等 × 0. 68

上記①～④の合計額を最低制限価格(税抜き)とする。

ただし、この算定式により算出した額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。また、算出した額が予定価格(税抜き)の10分の9.2を超える場合は10分の9.2(その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額。)とし、10分の7に満たない場合は10分の7(その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額。)とする。

特別なものについては、上記にかかわらず契約ごとに予定価格の10の9.2～10分の7までの範囲で別に定める割合を予定価格に乗じた額とすることができる。

※ 共通仮設費は、共通仮設費率分と積上げ分の合計額とする。

※ 共通仮設費の準備費である、「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費として算出するものとする。

※ 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

※ スクラップ評価額を計上している場合は、直接工事費に含むものとする。

## 算出例)

例-1 一般的な工事の場合  
 予定価格 21,686,000 円 (税抜き)

①	直接工事費	11,980,041
②	共通仮設費	3,592,794
③	現場管理費	3,539,000
④	一般管理費等	2,574,165

①… ① 11,980,041 × 0.97 = 11,620,639  
 ②… ② 3,592,794 × 0.90 = 3,233,514  
 ③… ③ 3,539,000 × 0.90 = 3,185,100  
 ④… ④ 2,574,165 × 0.68 = 1,750,432  
 ①から④の合計 = 19,789,685  
 ≒ **19,780,000 円** 最低制限価格 (税抜き)  
 《 最低制限価格率 91.21% 》

例-2 基幹工事と単独工事など複数の工事を合算して発注している場合  
 予定価格 15,690,000 円 (税抜き)

〈本体工事〉

①	直接工事費	5,927,526
②	共通仮設費	1,462,850
③	現場管理費	2,801,000
④	一般管理費等	1,868,624

〈附帯工事〉

①	直接工事費	1,818,311
②	共通仮設費	411,800
③	現場管理費	845,000
④	一般管理費等	554,889

①… ①+① (5,927,526 + 1,818,311) × 0.97 = 7,513,461  
 ②… ②+② (1,462,850 + 411,800) × 0.90 = 1,687,185  
 ③… ③+③ (2,801,000 + 845,000) × 0.90 = 3,281,400  
 ④… ④+④ (1,868,624 + 554,889) × 0.68 = 1,647,988  
 ①から④の合計 = 14,130,034  
 ≒ **14,130,000 円** 最低制限価格 (税抜き)  
 《 最低制限価格率 90.06% 》

例-3 スクラップ評価額が計上されている場合  
 予定価格 45,859,000 円 (税抜き)

①	直接工事費	25,983,240
②	共通仮設費	3,575,575
③	現場管理費	9,978,000
④	一般管理費等	6,380,837
⑤	スクラップ評価額	-58,652

①… ①+⑤ (25,983,240 + (-58,652)) × 0.97 = 25,146,850  
 ②… ② 3,575,575 × 0.90 = 3,218,017  
 ③… ③ 9,978,000 × 0.90 = 8,980,200  
 ④… ④ 6,380,837 × 0.68 = 4,338,969  
 ①から④の合計 = 41,684,036  
 ≒ **41,680,000 円** 最低制限価格 (税抜き)  
 《 最低制限価格率 90.89% 》  
 ※ スクラップ評価額を計上している場合は、直接工事費に含むものとします。

例-4 算定した値が、設定範囲(予定価格(税抜き)の10分の9.2)を上回る場合  
 予定価格 53,638,000 円 (税抜き)

①	直接工事費	41,250,003
②	共通仮設費	1,609,000
③	現場管理費	7,786,723
④	一般管理費等	2,992,274

  

①	⓪	41,250,003	×	0.97	=	40,012,502
②	⓪	1,609,000	×	0.90	=	1,448,100
③	⓪	7,786,723	×	0.90	=	7,008,050
④	⓪	2,992,274	×	0.68	=	2,034,746
①から④の合計=		50,503,398				
		≒	50,500,000			
予定価格に対する率		50,500,000 ÷ 53,638,000 =			94.15%	

最低制限価格の設定範囲の上限(92%)を超えているため、予定価格の92%とする。  
 $53,638,000 \times 92\% = 49,346,960$   
 $\approx$  **49,340,000 円** 最低制限価格(税抜き)  
 《 最低制限価格率 91.99% 》 ※ 1万円未満切捨てのため、92%を下回る。

※ 最低制限価格率(%) = 最低制限価格(税抜き) ÷ 予定価格(税抜き)

#### 【測量・建設コンサルタントの最低制限価格の算定方法】

測量・建設コンサルタントに係る最低制限価格については、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。ただし、この算定式により算出した額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

例 一般的な業務の場合  
 予定価格 19,998,000 円 (税抜き)

19,998,000	×	75%	=	14,998,500	
			≒	<b>14,990,000 円</b> 最低制限価格(税抜き)	
《 最低制限価格率		74.96% 》	※ 1万円未満切捨てのため、75%を下回る		